

若年がん患者 在宅療養費助成

成田市

在宅療養にかかる費用の一部を助成します



対象者

次の全ての項目に該当している方

- 成田市に居住し、住民登録のある方
- 在宅の40歳未満の方
- がんにかかっている方
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る)
- 他の制度により類似の助成を受けていない方

支援の内容

在宅療養サービスの利用に要する費用

訪問介護	入浴・排せつ・食事等の介護,通院・外出援助 その他の日常生活上の世話
訪問入浴	浴槽を提供して行われる入浴の介護
福祉用具貸与	車いす,特殊寝台,床ずれ防止用具,体位変換器 歩行補助杖,歩行器,自動排泄処理装置等
福祉用具購入	腰掛便座,自動排泄処理装置の交換可能部品等

主治医意見書の作成に要する費用

若年がん患者在宅療養費に係る主治医意見書 (成田市指定様式)

助成額

在宅療養サービスの利用に要する費用

サービス利用料の9割相当額 上限54,000円/月

主治医意見書の作成に要する費用

上限5,000円

問合せ先

健康増進課

健康支援係

T : 0476-27-1111

F : 0476-27-1114

M:kenko@city.narita.
chiba.jp

申請の流れ



申請書類は
こちらから
ダウンロード
できます

1 利用の申請

以下の書類をご提出ください

- 主治医意見書（成田市指定様式）
- 若年がん患者在宅療養費助成受給資格認定申請書

2 審査結果の通知

審査終了後に「若年がん患者在宅療養費助成受給資格認定書（または却下通知書）」（成田市指定様式）を郵送いたします

3 サービスの利用

サービス提供依頼は申請者ご自身で事業者におこなってください
利用料金は一旦、全額ご自身で支払いになります
（助成決定後、費用の一部を助成します）

4 在宅療養費助成の申請

請求は1か月ごとに作成が必要ですが
複数月分をまとめて提出することも可能です

以下の書類をご提出ください

- 若年がん患者在宅療養費助成申請書（成田市指定様式）
 - 在宅療養サービスに係る領収書及び明細書
- ※サービスを利用した日の翌日から2年以内に請求してください

5 助成決定の通知

審査終了後に「若年がん患者在宅療養費助成決定通知書（または却下通知書）」（成田市指定様式）を郵送いたします

6 助成費の支払い

助成決定後に指定の口座に振込みます



以下の場合には別途届出が必要です

- 住所等の申請内容の変更、助成を受ける必要がなくなったとき
- 若年がん患者が死亡したとき